

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年3月15日)

〔件名〕

- 平成21年中の留置管理業務の運用状況について 1
(警務部警務課)
- 犯罪抑止総合対策の推進状況について 2
(生活安全部生活安全企画課)
- 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入について 3
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

平成21年中の留置管理業務の運用状況について

平成22年3月15日
警察本部
(警務部警務課)

1 収容実態

(1) 施設

留置施設は、9警察署で合計77室(収容定員155人)

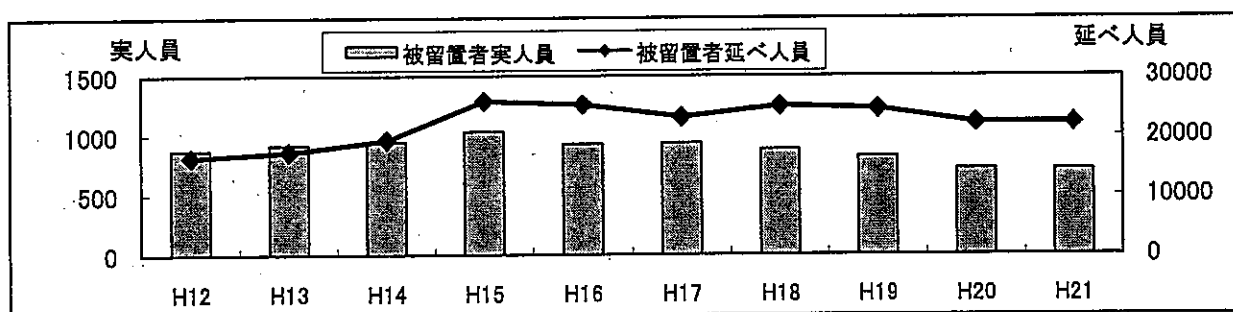
鳥取・倉吉・米子署の大規模署を集中留置署として運用。原則として3署以外で取り扱った場合は、集中留置署に勾留

(2) 収容状況

	総数		成人男性		成人女性		少年男性		少年女性	
	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
実人員	711	(21)	559	(15)	81	(6)	67	(0)	4	(0)
延べ人員	22,123	(596)	18,157	(446)	3,268	(150)	692	(0)	6	(0)

※ () は、外国人で内数

(3) 収容実態(過去10年間)



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
実人員	873	917	947	1,032	928	936	882	822	717	711
指数	100.0	105.0	108.5	118.2	106.3	107.2	101.0	94.2	82.1	81.4
延べ人員	16,309	17,238	19,238	25,795	25,210	23,083	24,988	24,487	22,146	22,123
指数	100.0	105.7	118.0	158.2	154.6	141.5	153.2	150.1	135.8	135.6

(4) 面会室の設置状況

県下9署の留置施設には、すべて面会室を設置。鳥取・米子署は2室運用
倉吉署については、現在増設工事中(4月末から2室運用)

2 留置管理業務支援員の配置

- 平成18年4月から鳥取・倉吉・米子署に留置管理業務支援員を各1人配置
 - ・ 同19年4月から鳥取・米子署に1人を増員し、現在3署で合計5人を配置
 - ・ 活動内容は、衣類の洗濯、施設内清掃、面会・差入れ事務の補助、食事の配膳等
 - ・ 看守専務員の業務負担を軽減

3 留置施設視察委員会の活動

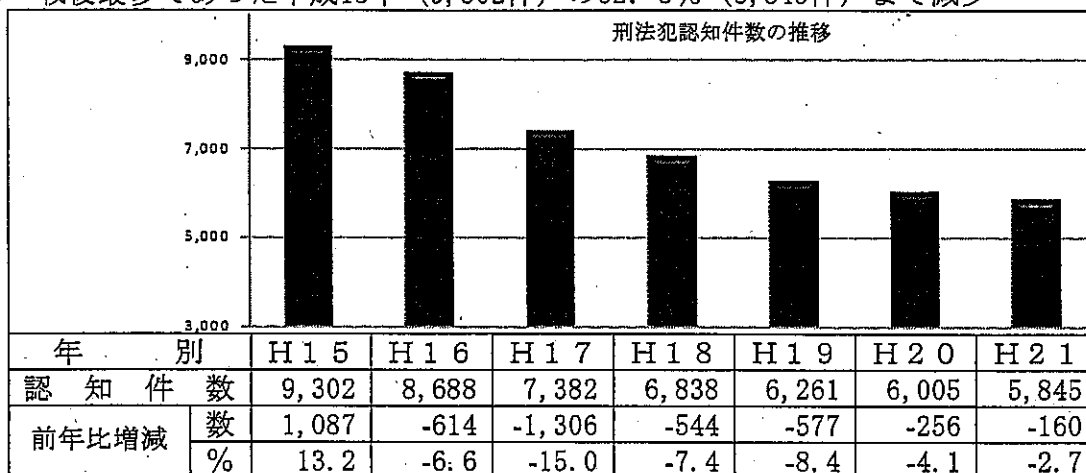
- 平成19年6月1日施行の刑事収容施設法に基づき、鳥取県警察本部(庶務は警務部)に設置
 - ・ 委員は、弁護士、医師等の部外有識者4人で構成され、公安委員会が任命
 - ・ 任務は、留置施設の視察や被留置者との面接を行い、留置施設運営や被留置者の処遇に関し、警察署長に対して意見を陳述
- 同21年中、9署留置施設の視察。3署において被留置者12人と面接を実施
 - ・ 活動結果は、毎年、委員会の意見及びこれを受けた警察署長が講じた措置を県警察ホームページに公表

犯罪抑止総合対策の推進状況について

平成22年3月15日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)

1 刑法犯認知件数の状況

- 刑法犯全体の認知件数は平成16年以降「6年連続」の減少
- 戦後最多であった平成15年(9,302件)の62.8%(5,845件)まで減少



2 抑止重点対象に指定する犯罪等の状況

区分	前年より増加した犯罪	前年より減少した犯罪
罪 種	車上ねらい 698件(+244件) 侵入窃盗 534件(+58件)	自転車盗 1,024件(-130件) 器物損壊 636件(-119件) 振り込め詐欺 32件(-36件) 性的犯罪 19件(-5件)
	自動販売機ねらい 101件(同数)	

- 車上ねらい、侵入窃盗の住宅対象被害は、無施錠率が高い。
- 自転車盗の減少は、緊急雇用対策事業により雇用したパトロール隊の活動効果
- 器物損壊の減少は、制服警察官及びパトロール隊の街頭活動強化による効果
- 振り込め詐欺の減少は、被害防止広報、犯行ツール遮断及び検挙による効果
- 性的犯罪の減少は、子どもと女性の対策係の先制的な活動効果

参 考
 ・ 制服警察官の立寄り強化及び鳥取県コンビニエンスストア等防犯協議会の設立と強盗対応訓練等の実施効果
 ・ 全国でコンビニ強盗が47%増加した中で、「発生ゼロ」は鳥取県のみ

3 犯罪抑止のための総合対策

- 平成22年の刑法犯認知件数の抑止目標を「5,800件以下」に設定
- 身近な犯罪に強い社会構築の推進
 - ・ 的確な犯罪情勢分析による情報発信活動
 - ・ 地域住民等による自主防犯活動の活性化に向けた支援の強化
- 消費者の目線に立った生活経済事犯対策の推進
 - ・ 関係機関との情報共有による悪質な県民の安全・安心にかかわる事犯の取締り
- 少年非行防止・保護対策の推進

高齢運転者等専用駐車区間制度の導入について

平成22年3月15日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入趣旨

今後ますます進展する高齢化社会を迎えるに当たり、身体機能の低下が運転に影響を与えるおそれのある高齢運転者等を、安全で快適な駐車環境を提供することにより支援し、交通事故の防止を図ることを目的とするもの。

2 内容

(1) 高齢運転者等専用駐車区間の設置

公安委員会は、多くの高齢運転者等が日常生活において利用する官公庁や福祉施設等の周辺の路上に「高齢運転者等専用駐車区間」等を設置できることとされた。(道路交通法(以下「法」という。)第45条の2等)

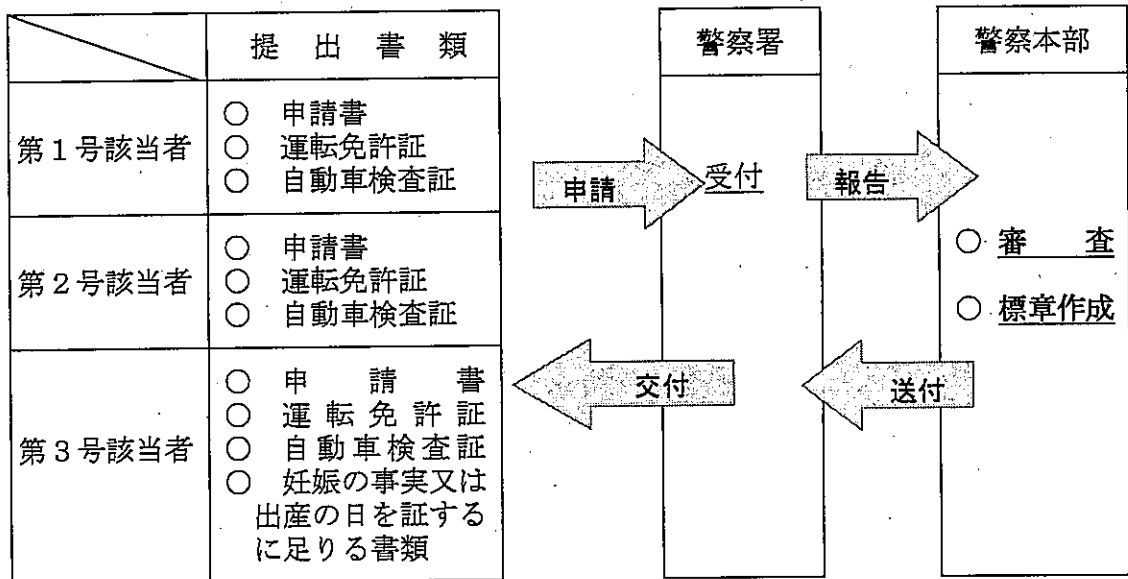
(2) 制度の対象

- 70歳以上の者(法第45条の2第1項第1号。以下「第1号」という。)
- 聴覚障害や下肢不自由などを理由に運転免許条件が付されている者(法第45条の2第1項第2号。以下「第2号」という。)
- 妊娠中又は出産後8週間以内の者(法第45条の2第1項第3号。以下「第3号」という。)

(3) 制度の運用

上記(2)に該当する者が、住居地を管轄する公安委員会(最寄りの警察署)に届出を行い、交付を受けた標章(以下「高齢運転者等標章」という。)を駐車をしている間、前面の見やすい箇所に掲示する普通自動車(含む軽四)に限り駐車を可能とする。

(4) 標章の交付手続き等



3 要件

- (1) 車両の運転者が有効な運転免許証を有し、かつ標章の交付を受けた申請者であること。
- (2) 申請した普通自動車(含む軽四)であること。
- (3) 駐車場所が、高齢運転者等専用駐車区間等であること。
- (4) 交付された標章を車両の前面に掲出していること。

4 施行日

平成22年4月19日(月)